

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市総合文化センター条例(平成17年三田市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第10条第1項の規定により三田市総合文化センター(以下「文化センター」という。)の施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可の申請期間は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(平22規則24・一部改正)

(使用許可)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定により使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。

(平22規則24・一部改正)

(使用許可の変更の申請)

第4条 前条の規定により使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、使用許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ使用許可申請事項変更申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(平22規則24・一部改正)

(使用の取消し)

第5条 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、速やかに使用許可書を添えて、市長にその旨を申し出なければならない。

(平22規則24・一部改正)

(使用料の後納)

第6条 条例第12条第1項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める場合は、国又は地方公共団体が使用する場合とする。

(平22規則24・一部改正)

(附属設備の使用料)

第7条 条例第12条第2項の規定に基づく条例別表第2 4 附属設備の使用料に係る市長が別に定める額は、別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める額とする。

(平22規則24・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき 既納の使用料の全額

(2) 使用者が別表第2に規定する附属設備を使用しなかったとき 既納の使用料の全額

(3) 使用者が条例別表第2 1 各施設の基本使用料の項に掲げる施設並びに同表2 附属施設の基本使用料の項に掲げる施設(リハーサル室及び展示室に限る。)につき、使用しようとする日(以下「使用日」という。)前30日までに使用許可の取消しを申し出たとき 既納の使用料の5割相当額

(4) 使用者が前号に掲げる施設以外の施設につき、使用日前7日までに使用許可の取消しを申し出たとき 既納の使用料の5割相当額

(5) 使用者が第3号又は前号に掲げる施設につき、当該各号に定める期日までに変更した場合において、既納の使用料に過納額が生じたとき 当該過納額の全額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ない理由があると認めたとき 既納の使用料の5割相当額以内において市長がその都度定めた額

(平22規則24・一部改正)

(特別の設備の設置に係る許可の申請)

第9条 条例第18条の規定により次の各号に掲げる特別の設備の設置に係る許可を受けようとする使用者は、特別設備設置許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 照明設備
- (2) 音響設備
- (3) 発電設備
- (4) 発火設備
- (5) 発煙設備
- (6) その他市長が前各号に準ずると認める設備

2 第2条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平22規則24・一部改正)

(使用時間の超過繰上げ)

第10条 使用者は、許可を受けずに使用時間を超過し、又は繰り上げることはできない。

2 使用者は、使用時間の超過又は繰上げについて許可を受けたときは、当該超過又は繰上げに係る使用料を直ちに納付しなければならない。

(平22規則24・一部改正)

(物品販売等の許可の申請)

第11条 条例第19条の規定により同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(平22規則24・一部改正)

(使用に係る打合せ)

第12条 使用者は、条例第21条第1項に規定する市長が指示した事項に係る打合せを行わなければならない。

2 大ホール及び小ホール並びに録音室の使用者は、使用日前1月までに、市長と使用に係る打合せを行わなければならない。ただし、使用日前1月を経過した後に使用の申請をした場合は、市長の指示する日に行わなければならない。

3 前項の規定は、同項に掲げる施設以外の施設その他の附属設備を使用する場合において、第9条に規定する特別の設備を設置する使用者について準用する。

4 第2項に掲げる施設以外の施設その他の附属設備の使用者(前項に該当する使用者を除く。)は、第2条第1項に規定する使用許可申請書の提出時に、市長と使用に係る打合せを行わなければならない。

(平22規則24・一部改正)

(損傷等の届出)

第13条 文化センター内の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、破損し、又は滅失した者は、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平22規則24・一部改正)

(入館の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化センターの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(介助を目的とするものを除く。)を連れている者
- (4) 施設等の管理上支障があると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が入館を不相当と認める者

(平22規則24・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第14条の2 条例第22条の2第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条中「定める額とする」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て定める額とする」と、第8条第6号中「その都度」とあるのは「市長の承認を得てその都度」とする。

(平22規則24・追加)

(様式)

第15条 この規則の施行に関して必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(三田市公印規則の一部改正)

2 三田市公印規則(昭和60年三田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三田市の組織及びその事務管理に関する規則の一部改正)

3 三田市の組織及びその事務管理に関する規則(平成16年三田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三田市会計事務規則の一部改正)

4 三田市会計事務規則(平成17年三田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成22年規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平22規則24・一部改正)

施設名	申請の期間
1 大ホール及び小ホール	(1) 大ホール及び小ホールを使用する場合(次号に該当する場合を除く。) 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日の14日前まで (2) 舞台に限り使用する場合 使用日(使用日が引き続き2日以上であるときは、その初日をいう。)の3月前の日の属する月の初日から使用日の14日前まで (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が打合せを要しないと認めた場合 使用日の3日前まで
2 展示室	(1) 展示を行うために使用する場合 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日まで (2) 前号の規定以外のために使用する場合 使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日まで
3 リハーサル室及び練習室	(1) 大ホール又は小ホールとともに使用する場合(第3号に該当する場合を除く。) 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで (2) 前号の規定以外に使用する場合(次号に該当する場合を除く。) 使用日の9月前の日の属する月の初日から使用日まで (3) 第12条第3項の規定により市長と特別の設備の設置に関する打合せを要する場合 使用日の9月前の日の属する月の初日から使用日の14日前まで
4 録音室	(1) 大ホール又は小ホールとともに使用する場合 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日の14日前まで (2) 前号の規定以外に使用する場合 使用日の9月前の日の属する月の初日から14日前まで
5 前各項に掲げる施設以外	(1) 大ホール又は小ホールとともに使用する場合 使用日の12月前の日の属する月の初日から使用日まで (2) 前号の規定以外に使用する場合 使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日まで

備考 申請の期間の初日又は最終日(最終日が使用日の場合を除く。)が条例第8条に規定する休館

日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日を当該初日又は最終日とする。
 別表第2(第7条・第8条関係)
 (平22規則24・一部改正)

1 1時間当たりの単価を適用する附属設備の使用料

(単位：円)

施設	種別	附帯設備		単位	使用料	備考	
大ホール及び小ホール並びにリハーサル室	舞台設備	オーケストラ迫り	大ホール	1基	1,200		
		音響反射板	大ホール	1式	1,200		
			小ホール	1式	500		
		紗幕	大ホール	1張	400		
			小ホール	1張	250		
		松羽目(ドロップ)	大ホール	1張	700		
	スクリーン	大ホール	1式	500			
	照明設備	基本照明		1式	無料	ボーダーライト、客席照明、調光卓等	
		スポットライト500W		1台	50		
		スポットライト1KW		1台	100		
		スポットライト1.5KW		1台	120		
		スポットライト750W		1台	80		
		パーライト500W		1台	80		
		ピンスポットライト2KW		1台	500		
		ピンスポットライト1KW		1台	250		
		ストリップライト		1台	50		
		ローアホリゾントライト		1式	300	ホリゾン幕を含む。	
		アッパーホリゾントライト		1式	400	ホリゾン幕を含む。	
		エフェクトマシン		1式	250	先玉等を含む。	
		ミラーボール		1式	250		
		照明スタンドA(ロースタンド)		1本	30	スタンド単独使用時に限る。	
		照明スタンドB(ハイスタンド)		1本	50	スタンド単独使用時に限る。	
		Aセット 50KWまで		大ホール	1式	750	
		Bセット 100KWまで			1式	1,500	
		Cセット 170KWまで			1式	2,550	
		Dセット 250KWまで			1式	3,750	
		Eセット 300KWまで			1式	4,500	
		Fセット 300KW以上			1式	4,950	
Aセット 40KWまで		小ホール	1式	600			
Bセット 80KWまで			1式	1,200			
Cセット 120KWまで			1式	1,800			
Dセット 160KWまで			1式	2,400			
Eセット 200KWまで			1式	3,000			
Fセット 200KW以上			1式	3,300			
音響設備	基本音響設備		1式	500	ダイナミックマイク2本を含む。		
	移動ミキサーA		1式	600			
	移動ミキサーB		1式	500			
	移動ミキシングワゴン		1式	300			
	MDプレーヤ、レコーダ		1台	200			

	CD・MDデッキ	1台	350	
	CDプレーヤ	1台	200	
	DVDプレーヤ、レコーダ	1台	200	
	カセットテープデッキ	1台	200	
	CDカセットレコーダー	1台	350	
	レコードプレーヤ	1台	200	
	移動用スピーカー	1台	250	
	イコライザ	1台	250	
	効果用機器(音響)	1式	200	
	ワイヤレスマイク	1本	250	スタンドを含む。
	コンデンサーマイクA	1本	300	スタンドを含む。
	コンデンサーマイクB	1本	200	スタンドを含む。
	ダイナミックマイク	1本	200	スタンドを含む。
	バウンダリーマイク	1本	120	
	3点吊りマイク	1式	400	
映像設備	ビデオプロジェクター	1台	800	映像ワゴンを含む。
	スクリーン(組立式)	1式	400	
共通備品	所作台	1式	1,400	
	仮設鳥屋囲い	1式	250	
	平台	1台	50	箱足等を含む。
	金屏風	1双	500	
	緋毛氈	1枚	50	
	長座布団	1枚	40	
	バレエシート	1巻	500	テープを含む。
	上敷ゴザ	1枚	40	
	フルコンサートグランドピアノ(外国製)	1台	3,000	ピアノ椅子1脚を含む。
	フルコンサートグランドピアノ(国産)	1台	1,500	ピアノ椅子1脚を含む。
	セミコンサートグランドピアノ	1台	700	ピアノ椅子1脚を含む。
	指揮者台	1台	100	指揮者用譜面台を含む。
	指揮者台(小)	1台	80	
	演奏者用譜面台	1台	10	
	演奏者用椅子	1脚	10	
	コントラバス椅子	1脚	30	
	ピアノ椅子(背付)	1脚	30	
	演台	1台	120	
	花台	1台	50	
	司会者台	1台	80	
	ドライアイスマシン	1台	400	ドライアイスの実費を除く。
	スモークマシン	1台	400	液を含む。
練習室	ダイレクトボックス	1台	100	
	ドラムセット	1式	100	
	ギターアンプ	1式	100	
	ベースアンプ	1式	100	
	キーボードアンプ	1式	100	
	デジタルピアノ	1台	100	演奏用椅子1脚を含む。

	シンセサイザー	1式	100	演奏用椅子1脚を含む。
	アップライトピアノ	1台	100	ピアノ椅子1脚を含む。
録音室	スタジオ機器一式(音響調整卓・録音機器)	1式	1,500	
その他	ビデオプロジェクター(移動式)	1台	400	
	スクリーン(移動式)	1式	70	
	持込機材	1KW	50	
	パイプ椅子	1脚	10	
	長机	1台	10	
	マイクスタンドA(卓上)	1本	30	スタンド単独使用時に限る。
	マイクスタンドB(床上)	1本	50	スタンド単独使用時に限る。

備考

- 1 附属設備の使用料は、1時間当たりの単価に施設の使用時間に乗じて得た金額とする。ただし、条例第12条の規定に基づく条例別表第2 1 各施設の基本使用料に定める施設の使用とともに附属設備を使用する場合は、その使用時間帯に応じた時間数を乗じて得た金額とし、時間を延長して使用する場合は、1時間当たりの単価にその延長時間数に応じた時間数を乗じて得た金額とする。
 - 2 移動用スピーカーには、その使用数に応じて必要となる数量の移動型アンプを含むものとする。
 - 3 フルコンサートグランドピアノその他ピアノの使用料には、調律に要する料金を含まない。
 - 4 持込機材の使用料は、定格消費電力(キロワット)の合計に1時間当たりの単価(50円)及び使用時間に乗じて得た金額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 1日当たりの単価を適用する附属設備の使用料

(単位：円)

施設	附帯設備	単位	使用料	備考
大ホール及び小ホール並びにリハーサル室	カラーフィルター(全紙サイズ)	1枚	200	新品に限る。
大会議室	AV機器	1式	400	マイク・プロジェクター・スクリーンを含む。
中会議室	音響設備	1式	200	マイクを含む。
小会議室	音響設備	1式	200	マイクを含む。
展示室	展示用パネル	1枚	150	展示用ワイヤーを含む。
	展示用ワイヤー	1本	無料	フックを含む。
	展示用スポットライト	1台	150	
	展示台	1台	100	
	MD/CDデッキ等	1式	500	
その他	表彰盆	1枚	100	
	加湿器	1台	無料	
	アイロン	1台	無料	台を含む。
	白布	1枚	200	